

# 支部ニュース

2012 年 7 月 No. 464

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

- 陸自レンジャー市街地武装行軍訓練禁止の仮処分・・・・・・・・・・種田和敏
- 尖閣諸島の領有権とその私的所有権・・・・・・・・・・松井繁明
- 比例定数削減を阻止し、民意が反映する選挙制度の実現を！・・・・・・・・山口真美
- 多摩支部の会員資格の限定問題について・・・・・・・・・・小林克信
- 鶴見さんの意見に賛成・・・・・・・・・・小口克巳
- 第1回東京労働法講座が成功、第2回目に是非ご参加を・・・・・・・・小部正治
- 40周年を迎えた自由法曹団東京支部に期待する・・・・・・・・・・新堰義昭
- 東京は「安心」「安全」か？～東京を「災害に強い都市」にするために・・・・・・・・横山 聡
- 事務所紹介～八王子合同法律事務所・・・・・・・・・・和泉貴士
- 新人紹介・・・・・・・・・・小口明菜
- 日本で推定14番目女弁護士の鼻息・・・・・・・・・・相磯まつ江
- 「異色の」(?)ラジカルな活動をされている東京支部のニュース・・・・・・・・醍醐 聡
- サマーセミナーのご案内・・・・・・・・・・横山 聡
- 支部40周年記念企画について
- 三多摩幹事会報告
- 日誌

# 陸自レンジャー市街地武装 行軍訓練禁止の仮処分

城北法律事務所 種田 和敏

## 1 訓練の実施

陸上自衛隊第1普通科連隊は、6月12日、板橋区及び練馬区の市街地において、3か月にわたるレンジャー養成訓練の最終訓練として、レンジャー訓練生17名をして武装行軍訓練を実施しました（以下「本件訓練」といいます。）。

## 2 仮処分の申立て

本件訓練実施に先立ち、板橋区及び練馬区の住民有志は、4月中旬から本件訓練の中止を求めて街宣活動や要請行動を行ってきましたが、陸上自衛隊が本件訓練を強行する姿勢を崩さなかったため、運動の一環として、6月4日、東京地裁に対し、本件訓練禁止を求める仮処分を申立てました（以下「本件仮処分」といいます。）。私は、5月下旬に本件訓練の実施を知って以降、住民のひとりとして、この運動に関わってきましたので、本件仮処分の住民側代理人となりました。

裁判所は本件仮処分に対し却下決定をしましたが、仮処分を申立てたことにより、マスコミ各社により大々的に報道され、訓練内容が変更になるなどの成果を得ることができました。たしかに訓練自体を強行されてしまったのは、大変残念なことであり反省が必要ですが、今回の運動で勝ち取った成果は全国の同様の訓練についても応用できる内容であり、何より陸上自衛隊が今後も本件訓練と同様の訓練を継続するつもりであることから、大きな足かせになったと自負しています。



## 3 裁判所の却下決定

東京地裁民事九部（福島政幸裁判長）は、6月11日、本件仮処分の申立てを却下す決定を行いました（以下「本件決定」といいます。）。理由は以下のとおりです。

まず、本件決定は、平和的生存権について、申立人らが、イラク派兵違憲訴訟の名古屋高裁判決を引用し、平和的生存権の具体的権利性が肯定できると主張したのに対し、最高裁平成元

年六月二〇日判決に依拠し、平和が理念ないし目的としての抽象的概念であることから、平和的生存権に具体的権利性を認めることはできないとしました。

次に、本件決定は、人格権侵害について、申立人らが、本件訓練により申立人らの生命及び身体の安全並びに平穏な生活が脅かされると主張したのに対し、申立人らが本件訓練に遭遇するとしても、ごく短時間で、主観的な不快感にとどまること、居住地周辺の静ひつが一時的に損なわれる可能性は否定できないとしても、平穏な生活が違法に侵害されるおそれがあることまでの疎明はないこと、安全対策が採られる予定なので、レンジャー訓練生と衝突するなどして申立人らの生命及び身体が害される可能性が高いとはいえないことを理由に、人格権が侵害される蓋然性が高いとは認められないとしました。

#### 4 本件仮処分成果

本件仮処分は却下決定に終わりましたが、本件仮処分を申立てたことをきっかけに、マスコミに大々的に報道され住民の知るところとなり、仮処分の中で本件訓練の危険性を指摘したことに伴い、一塊だった隊列は細分化され、安全要員は倍増し、商店街の一部が経路から外れるなどの訓練内容自体にも変更がありました。

中でも、ヘリで東富士演習場から荒川河川敷に降着するはずだったのが変更され、ヘリが河川敷に着陸することはなかったこと、前に構えるはずだった小銃が銃口を上向きにして肩にかけ、肩からずれないようにロープで体に固定されていたことには驚きました。この点だけを見ても、当初の訓練内容に比して、安全性は格段に高まったことは明らかです。

#### 5 これから

君塚栄治陸幕長は、6月21日、記者会見において、住民の理解を得ながら、同様の訓練を続ける意向を示しました。今回の訓練は、42年ぶりでしたが、やはり1度きりの再開ではなかったわけです。レンジャー養成訓練は、毎年実施されるので、来年の6月に実施されるでしょう。私は、本件訓練と同様の訓練が実施されないように、この1年の間、住民の方と共にあらゆる手段を通じて運動を展開していく所存です。

なお、本件訓練及び仮処分については、先号や、6月11



日・21日・7月1日付の団通信にも、内藤功先生と私が投稿をしているので、併せてお読みいただければ幸いです。

#### 7 追伸

上記のとおり考えていたら、6月27日、陸上自衛隊が23区全域を対象とした「災害」訓練を行うとの情報が入ってきました。実施日は7月16日夜から翌17日朝にかけてで、練馬

駐屯地から23区の全区役所に向けて、情報収集訓練と称して徒歩で移動し、区役所に宿泊し、朝に通信訓練を実施するという内容です。どうやら陸自は1年も待ってくれないようです。

問題点としては、自衛隊は都からの出動要請を受けて、都や区と連携して災害対処に当たることが建前であるにもかかわらず、今回は区役所を間借りするだけで、ほぼ自衛隊単独の訓練です。また、服装は迷彩服ですし、訓練中と表示するにしても、ヘルメットの側面に書いてあるだけです。参加人数は総勢300人以上、市街地を10人で隊列を組んで移動します。

そもそも、従前どおりの都や区と合同で実施する防災訓練とは別で、災害訓練を独自に行うことの意味は何か、なぜ宿泊をして通信訓練をする必要があるのかなど、疑問点が多くあります。運動の中で、疑問点を突きつけ、改善を求めなければなりません。

最近の原子力基本法やJAXA法の改正なども踏まえて考えると、3・11で国民的な支持を得た自衛隊がその本分を超えて、ここぞとばかりに幅を利かせ始めているように思えます。この防災訓練も、よく見ると「首都制圧」訓練に見えてきます。災害出動に都道府県の要請を条件にして、独自に出動できる場合を極端に制限している自衛隊法の趣旨を潜脱し、2・26事件のような騒動を起こすための下準備をしているようにも思えてきます。

私の不安が杞憂に終わることを願って、これからも住民の方々と共に、平和のために運動に身を投じたいと思います。

## 尖閣諸島の領有権とその私的所有権

都民中央法律事務所 松井 繁明

尖閣諸島を東京都が買い入れることを石原都知事が表明した。このことが、あたかも尖閣諸島の領有権問題の解決に効果的な手法であるかのような論議が広がっている。石原氏の「盟友」橋下大阪市長も「石原さんならではの発想」などと天まで持ちあげている。

しかしこうした論議の根底には、国際法上の領有権（領土権、領海権）と私法上の所有権の関係にたいする、信じがたい無知・無理解があると思えない。両者を混同しないかぎり、こんな論議がおこるはずもないからである。

ある国が特定の土地を領有しているといえるためには、次の要件がなければならない。すなわち、①当該土地が無主物（どの国の領有にも属さない状態）であること、②その国が領有の意思表示をすること、および③その土地を実効支配することである。逆にいえば、それ以外の要件は必要もないし、法的意味をもたないことになる。

したがって、その土地の私的所有権が、国または自治権など公共機関にあるか、民間人にあるかなどが、国の領有権の存否・強弱に影響することなどはありえないのである。

尖閣諸島にたいする領有権は、歴史上も国際法上も日本に帰属する。中国の主張は誤りである。

これに対し同諸島に対する私的所有権は、私の理解するかぎり、民間人に帰属し、国がそこに賃借権を設定している。だからといって、そのことによって日本の領有権が揺らぐことはない。

極端な例を設定すれば、尖閣諸島の所有権をかりに中国人が買い取ったとしても、領有権が中

国に移ることにはならない。日本領土内の土地所有権が中国人に移っただけのことである。バブル期の日本の企業がニューヨーク・マンハッタンに広大な土地を買い占めたからといって、そこが日本領土になるわけではないのと同じである。その中国人は私的所有権者としての権利を行使できるが、領有権にたいして介入することはできない。

以上のこととの対比でいえば、尖閣諸島を東京都が買い取ったとしても、領有権にたいするいかなる法的効力も生み出さない。都の買い取り行為は、単なる無駄以外のなにものでもないのである。

石原氏のことだからそうはいっても、土地所有権者となったあかつきには、尖閣諸島の領有権をめぐって、さまざまな政治的放言をするつもりなのであろう。しかし、尖閣諸島の領有権などをふくむ外交権は、政府の専権事項に属する。単なる土地所有者となったにすぎない東京都などが介入する余地はない。そのことは、先に例を挙げた、土地所有権を取得した中国人が中国領土だと主張するのと同じように、無理無体のことと言わねばならない。

尖閣諸島の土地所有権の買い取りなどという石原都知事の愚挙・暴挙を許してはならない。

## 比例定数削減を阻止し、民意が反映する選挙制度の実現を！

三多摩法律事務所 山口 真美

比例定数削減をめぐる情勢が緊迫しています。

民主党は、6月18日、衆院議員定数を45削減し連用制を一部導入する関連法案を衆院に単独提出し、同月26日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会（倫選特委員会）に付託しました。国会では、昨年10月に衆議院の選挙制度に関する「各党協議会」が設置されましたが、その中では、各党から小選挙区制の弊害が指摘され、民主党を除くすべての政党が抜本改革を求めており、法案そのものも野党の賛成が得られなかったものです。にもかかわらず、法案を国会に提出し、民主党単独で倫選特委員会に付託した一連の民主党の行為は、暴挙以外のなにものでもありません。

法案は、比例区を40議席、小選挙区を5議席削減し、全議席を435議席とし（比例140、小選挙区295）、比例部分に一部連用制を導入し、次々回の総選挙までにはさらに35議席を削減するとしています。

第一に、法案は、小選挙区制の比重を増し、民意を歪曲するものです。そもそも小選挙区は、第一党が4割台の得票で7割の議席を獲得でき、大量の死票を出すなど、民意を歪め、切り捨てるものであり、国民主権を形骸化する選挙制度です。比例定数を大幅に削減することで、小選挙区の比重がさらに増大し、民意がいつそう歪曲されます。

第二に、連用制の導入は、公明・共産・社民など中小政党の議席を多少増加させるものの、到底、得票率に見合ったものではなく、民意の歪曲は抜本的に解消されません。その上、連用制は、

小選挙区で得票率が高い政党に対する比例区での投票価値を低下させる点で憲法違反のおそれがあり、真に民意の反映を図る制度とはいえません。

第三に、格差是正の点でも問題があります。小選挙区を5議席削減するだけでは、最高裁が違憲とした「一人別枠方式」による格差の根本的な解決にはなりません。

第四に、同法案は、新政党の参入要件として28人以上の候補者の擁立を求め、議席獲得に1%以上の得票を求める、いわゆる阻止条項を盛り込むなど、小政党を排除する内容を盛り込んでいます。

国民は、選挙制度の抜本的な改革を求めており、国政に国民の一票が反映していないことに強い怒りをもっていますが、法案は、こうした国民の声に逆行するものです。国民が望んでいるのは、民意を歪曲する小選挙区制の廃止であり、民意を反映する選挙制度への抜本的な改革であって、比例定数の大幅削減ではありません。

民主党・野田政権は、国民の声に反し、新自由主義構造改革・明文改憲路線への回帰を鮮明にしています。消費増税・大飯原発再稼働など、民主党のあらゆる政策が国民の願いに反するものとなり、その支持率は低迷の一途をたどっています。民主党は、こうした揺らぐ支配を反動的に打開し、二大政党制を立て直すために、比例定数削減を強行し、国民の怒りの声が届かない国会を実現しようとしているのです。

民主党が連用制の一部導入を法案に盛り込んだのは公明党などの野党を取り込むねらいがあります。消費増税など混乱する国会情勢の中で比例定数削減法案も民主党が公明党や自民党を取り込んで採決を強行するおそれがあります。同法案の成立を阻止し、小選挙区制廃止、民意を反映する選挙制度を実現するとりくみを急速に強める必要があります。

東京支部でもFAX要請や地元議員要請など、ぜひ、できるとりくみを行ってください。

あわせて、坂本修団員のブックレット「比例定数削減か 民意の反映か ー明日のための今日の選択ー」を読み、多くの人に広げてください。なぜ比例定数の削減に民主党が固執するのか、その危険なねらいと正体を解明し、比例定数削減を阻止し、民意を反映する選挙制度を実現するための勝利のための条件を解明した本であり、今もっとも情勢にかなったものです。憲法と民主主義にかける坂本団員の情熱を感じ、ともに比例定数削減阻止のたたかいに確信をもって取り組んでいただくことを呼びかけます。

注文先 東京法律事務所内 坂本修 FAX 03-3357-5742  
新協出版社 FAX 03-3814-7773

価格 1冊350円 ※但し、10部以上のときは1冊300円

(6月号支部ニュースに掲載している坂本修団員のブックレットの注文価格は  
は間違いでした。上の文章のとおり訂正します・支部事務局)

# 多摩支部の会員資格の限定問題について

三多摩法律事務所 小林 克信

## 1. 東京弁護士会の消極姿勢に対する疑問

弁護士会多摩支部の支部設立時からの悲願であり、かつ支部の本庁化、本会化に向けての当面の最大課題である支部会員資格の限定問題に関して、東京弁護士会の対応が消極的であることを聞き、団東京支部のニュースで疑問を提起させて頂くことにしました。

現在の弁護士会多摩支部の会員資格は、支部管内に事務所を有する会員に限定されず、本会の会員であれば誰でも支部会員になることができます。その結果、平成23年度の多摩支部会員数は、1292名ですが、支部管内に事務所を有する会員は382名、事務所を有しない（23区内に事務所がある）支部会員が910名になってしまっています。（なお、支部管内に事務所があつて支部会員でない会員を含めても事務所会員は約500名程度です。）数の上からは、支部の問題に関する支部総会の意思が、支部管内に事務所のない23区内の会員によって決められる事態となっています。弁護士会支部は、支部管内における法的サービスの充実化のために、地域の実情を把握して、地域に責任を持つべき主体として設立されているはずです。ところが、多摩地域の実情を多摩地域に事務所のある支部会員ほどには十分に把握していない23区内の会員によって、支部総会における最終意思決定がなされる可能性がある事態は極めて異常としか言えません。地域に責任を持つべき支部において、このような異常事態になっている支部は他の弁護士会ではありません。このような異常事態を解消するための対策が、支部会員資格の地域限定です。

さらに多摩支部は、地域司法の充実化のために裁判所立川支部の本庁化を目指しています。裁判所が本庁化すると弁護士会も独立した弁護士会となり、現在の支部管内に事務所を有する会員のみで弁護士会を運営し、地域に責任を持つ弁護士会として活動をしなければなりません。支部会員資格の限定は、裁判所支部の本庁化、弁護士会支部の本会化の準備としても不可欠の課題です。

そのため、東京弁護士会多摩支部及び第二東京弁護士会多摩支部は、昨年11月の臨時総会において、支部会員資格に関し、新規の支部会員の登録要件を支部管内に事務所を有する会員に限定すべきことを求める決議を行いました。

ところが弁護士会としての大義を重んじる東京弁護士会が、このような異常事態の解消や地域司法の充実のための前記支部決議の実現について消極的な姿勢であるということは、とても信じられないことであり、残念なことです。

## 2 第二東京弁護士会での支部会員資格の限定

第二東京弁護士会では、支部会員資格が無限定であつた状況が支部本来のあり方として問題であり、さらに支部の本庁化、本会化の準備のためには支部会員資格の限定が不可欠であることに基づき、昨年1年間、会内議論を尽くし（全委員会への意見照会、会員昼食会や各派閥懇談会での意見交換、e ニュースでの議論状況のお知らせ、歴代会長会での説明、2回の常議員会での討

議等)を経て、前記の支部総会の決議を踏まえ、本年1月の臨時総会において、本年9月1日以降の新規の支部会員の登録資格を支部管内に事務所を有する会員に限定する会規の改正を行いました。

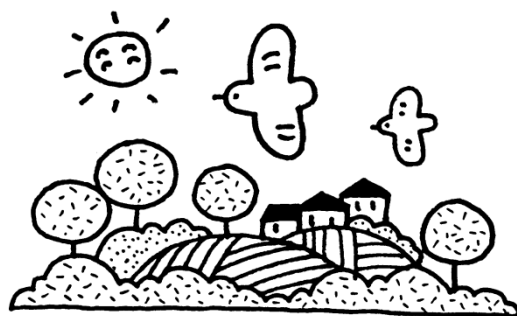
二弁における支部会員資格の限定の議論の中でも、支部会員を地域限定すると支部会員資格と支部での法律相談担当資格が連動しているために、23区内の弁護士が多摩支部での法律相談を受けられなくなるのに対して、多摩支部会員は23区内での法律相談を受けることができて不平等であるという現在東弁で出されているような問題も指摘されました。

しかし、支部会員資格の問題と法律相談担当の不平等は、全くレベルの違う問題です。支部会員資格を限定することにより、法律相談の担当が不平等になるというのであれば、支部会員資格を限定した後に、本会の法律相談委員会で支部会員は23区内の法律相談を受けられないとの規約を改正すれば良いだけです。実際にも支部管内に事務所を有する支部会員で23区内の法律相談を担当している会員は極めて少なく、法律相談に関する23区と多摩支部との棲み分け論は、多摩支部として受け入れられないものではないと思います。

また、法律相談を受ける市民の視点、市民サービスの観点からするならば、多摩で法律相談を受けながら事件となったら23区内の事務所に行かなければならないのは不便であり、逆に23区内で法律相談を受けながら多摩地域の事務所にて事件の打ち合わせに行かなければならないのも不便です。昨年1年間、立川法律相談センターや八王子法律相談センターで相談者のアンケート調査を実施したところ7割以上の相談者が多摩地域の事務所を積極的に希望し、23区内の事務所を希望した相談者はわずか2～3%に過ぎませんでした。

さらに支部会員の資格限定は、法律相談担当の不平等という弁護士側の業務配分の視点ではなく、法的サービスを受ける市民の視点から考えられるべき問題です。これまで東京弁護士会は、支部における法的サービスの充実化のために、例えば支部会館に隣接して単独で東弁ホールを確保するなど、多摩支部の実情を理解し、支援をしてくれています。支部会員資格の限定問題についても、多摩支部の決議を尊重し、多摩地域の市民の観点から問題を検討し、支部会員資格の限定を早期に実施することを望みたいし、そうなることを信じたいと思います。そのために、支部は、今後も支部会員資格の限定が何故、今、必要であるのかを本会に理解してもらうための最大限の努力をしていきたいと考えています。

以 上



## 鶴見さんの意見に賛成

お茶の水合同法律事務所 小口 克巳

### 鶴見さんの意見に触発されて

支部ニュース2012年6月号に、「再び『先生』の呼称について」が載った。鶴見さんの意見を読んでその神髄を考えた。鶴見さんの意見は、単に弁護士は決して偉くないということにとどまらないと思う。鶴見さんとも意見交換して賛意をえたが、裁判を国民のものにという思想、哲学が重要である。裁判当事者が主人公であり、弁護士、そして救援会などの支援組織が団結し、一体となって裁判闘争をたたかうとき弁護士はその役割の一端を担っている。その意味で、偉さの違いでなく役割の違いにとどまる。社会進歩と裁判勝利に向けた共同作業なのだ。裁判を舞台にするたたかいはともに担っている仲間として、垣根を作らずに忌憚のない意見を取り交わして共同作業を進める上で「先生」の呼称は、たたかひの理念とそぐわないと思う。弁護士同士の会話でも心がけるべきと思う。鶴見さんの意見に大賛成である。

### 表現はわかりやすく

自由法曹団の先輩達は、裁判批判の大衆運動を組織するためにさまざまな工夫をしてきた。伝え聞いた話であるが、「えん罪で逮捕され、起訴された。」（今でこそマスコミなどの事件報道で知れ渡っているが）などの言葉を使って事件報告をしていた若い弁護士に対して、岡林辰雄さんは、「ぬれぎぬを着せられて警察に捕まって、裁判にかけられた」と言えば誰にでもすぐわかるのにわざわざ難しい言葉を使うなと言って諭したという。岡林さんは、大塚一雄さんとともに松川事件主任弁護人を務めた人である。

最近体験したことであるが、裁判関係の文書をみた民医連の医師から「この『思料する』というのは一体なんですか？」と聞かれたことがある。医師でさえ当惑するのだ。なるほど、世間ではまず使わない暗号みたいなものと思った。裁判官のなかには、「判決など法律文書は格調高く」と言う人があるが、ときにこれは威厳を取り繕った難解な文章で国民を煙に巻くことに容易に結びついてしまう。われわれも、法律分野で慣れ親しんだ「暗号」を平気で使っていないだろうか。法律用語の漢語を連発して、依頼者を困惑させていないだろうか。判決の文体が身体にしみこんでいないだろうか。自由法曹団元団長の上田誠吉弁護士の文章は、準備書面でも実にわかりやすかった。「思料する」などと言わず、「（私は、こう）考えます。」と表現していた。準備書面自体が運動を広げるための資料としてすぐに「転用」できるものだった。

### 裁判を国民のものに

裁判を密室のもの、法律関係者のものから国民のものにすることは今もなお重要な課題と思う。もともと法律制度は、支配機構である。弾圧事件や労働事件のみならず、日常の市井の些細な事件処理も含め、国民の要求を基礎におき社会の支配構造を批判し、打破する観点が必要である。法律だけ勉強しているのでは、権力の手先になりかねない危うい仕事でもある。鶴見

さんの言われるとおり、弁護士こそ学ばねばならない。そして、自由法曹団員は、裁判を国民のものにするために国民から学び、自らを問い直し続けなくてはならないと考える。

以上

## 第1回東京労働法講座が成功、 第2回目には是非ご参加を

東京法律事務所 小部 正治

4月の東京支部ニュースでお伝えしましたが、東京支部の団員なら誰でも無料で参加できる企画として、6月20日午後4時から8時過ぎまで、東京地評7階「ラパスホール」にて第1回東京労働法講座が開催されました。弁護士19名、組合役員等13名、学者1名が、「ロ」の字形に並べた机を囲んで、二つの最新判例をテーマに担当弁護団の報告と学者からのコメントを受けて充実した討論となりました。

第1テーマは、派遣労働者の派遣先との団体交渉権です。蟹江鬼太郎（旬報法律）さんから、平成23年9月20日に都労委で勝利命令を獲得した「阪急交通社事件・都労委平成20年（不）第37号事件」の命令に関連して報告を受けました。最高裁朝日放送事件（最三小判平7，2，2）を先例として、本件では派遣先が「雇用者と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定できる場合に該当する」として「使用者」に該当し、「派遣添乗員の労働時間」に関して団交義務があるとしたものです。同時に、日本製箔事件（滋賀県地労委平17，4，1命令 労判893号185頁）、タイガー魔法瓶事件（大阪府労委平20，10，10）、クボタ事件（中労委命平21，9，2 労判992号96頁）、ブリジストンケミテック事件（三重県労委平22，10，25）、日本電子硝子事件（滋賀県労委平22，12，9）などが、様々な理論的工夫をしながら団体交渉議題ごとに団交義務を吟味する命令を出していることも報告されました。コメンテーターの國學院大學本久洋一教授は、「雇用と使用との分離を原理とする派遣労働関係において、派遣先に対して雇用責任と賃金保障責任を求めていくのは、工夫が必要」と指摘し、「将来の使用者」論、派遣法ではなく民事法上の「雇用主性」の追求、雇用主でなくとも賃金保障・雇用責任を有する理論化（法人格否認、信義則上の関係）など大変示唆に富む問題提起がなされました。参加者からの質疑意見も出て、今後の運動の発展に役立つ議論と実践に関する意見交換ができたと思います。

第2テーマは、JAL整理解雇事件です。東京南部法の安原幸彦さんから、「日本航空には、たくさんの組合はない。闘う組合と闘わない組合の二つだ。」「誰が経営者でも儲かる産業で経営者の資質は低い。」「税金等の吸い上げや不必要かつ赤字覚悟の路線展開にて破綻したのであり国や債権者の責任がある」「乗員組合は職場で統一して闘い組織化してきた。安全がキーワードだ。」「客乗組合は1000人を組織し、職場・法廷等で闘ってきた。正義がキーワードである。」など興味深い話から入りました。その後、訴訟の概要・経過・証人採用の攻防など裁判の実情を語りました。さらに、「更正手続きの下で、史上最高の利益を上げている中で、組合活動

家に集中した解雇」が本件の特徴であると強調しました。同時に、「解雇への裁判所の関与」「管財人への裁判所の配慮」などが敗訴判決のキーワードであり、「破産ムラ」の論理に破れたと評価しました。特に、更正計画やそれに付随する人員削減計画の全てを鵜呑みして、予想を超越した著しい利益があっても「解雇」を肯定したことを厳しく批判しました。同時に、短期決戦で臨んだことから、不当労働行為など必ずしも十分な立証ができなかった点も克服すべき課題であるとなりました。コメンテーター・本久教授からは、「更正手続下の管財人による解雇の特殊性をもっと検討すべきであった。人員整理の合理性は更正計画によって推定されるのではないか。整理解雇法理を再定礎するぐらいの意気込みが必要。」と問題提起しました。同時に、整理解雇4要件は限界や弱点もあって、漠然と本件に適用するだけでは勝てないと、指摘しました。参加者からは、様々な質問や意見などが出されましたが、整理解雇の4要件だけに依拠するような闘争では勝てないとの指摘に賛成との意見が出されました。

やはり、学者の的確なコメント・解説を含めた討議になると、正確な理論展開や創意工夫の視点など学ぶところが多いと感じました。

第2回は、11月28日（水）午後4時から8時まで東京地評7階「ラパスホール」で開催します。誰でも参加できますので、日程を確保してください。希望するテーマや自分の担当している事件・判決等をケーススタディのテーマに希望する方は、事務局の東京法律・笹山さん、旬報法律・梅田さん又は私に提案下さい。

以 上

## 40周年を迎えた自由法曹団東京支部に期待する

東京革新懇事務局長 新堰 義昭

創立以来、平和、民主主義と労働者・庶民の生活と権利を守るために、一貫して、果敢に奮闘されてきた自由法曹団東京支部が、40周年の節目を迎えられたことに対し、心からお祝いと連帯の挨拶を申し上げます。

過日、陸上自衛隊レインジャー部隊が板橋、練馬区の市街地を迷彩服姿で銃剣を持って行進するトンデモナイ訓練に反対する緊急学習会が豊島区内で開かれました。長老格の内藤功弁護士が説得力のある講演をされました。学習会の終了間際、若い弁護士さんが予定外に登壇し、「今度の訓練に怒っている。平和的生存権が侵害される恐れがあるので、訓練中止を求める仮処分を申請したらと個人的に考えている。相談したいので、沿道の住民の方は、集まってくれませんか」と訴えました。私は「老爺心」で、思いつきでうまくいくのかな、全国の経験を調べる必要があるのではないかと、思うと同時に、若い弁護士さんの積極的な問題提起を頼もしく思いました。その後、仮処分のとりくみがマスコミで報道され、運動の前進に役立ちました。また、比例定数削減反対の街頭宣伝で、大御所である坂本修弁護士に弁士を依頼したところ、ルックスのよい若い弁護士さんを紹介していただきました。オリンピックの東京招致に反対する運動など、自由法曹団東京支部の活動において、後継者が立派に育っていることを頼もしく思い、今後とも旺盛で多彩な活動を期待しております。

さて、未曾有の東日本大震災、福島第1原発の過酷事故が発生して、国民の「いのち」が尊重されていない日本社会の病理が浮き彫りになり、根本的な変革が迫られています。今こそ、憲法9条、憲法25条を活かした国づくりへの転換が求められています。

ところが民主党政権は、国民の「政治を変えたい」との期待を裏切り、自・公との密室協議・「大連立」で、増税と社会保障の一体改悪、原発の再稼働、TPP参加、沖縄への米軍基地押しつけなど対米従属、大企業優先の政治を突き進んでいます。さらに、3・11惨事をチャンスとして、天皇の元首化、国防軍の保持、非常事態条項の導入など、憲法を改悪する危険な策動も強まっています。しかしながら、米法学者が日本の憲法は「今も最先端」と分析・評価したと報道されており、憲法の価値は、今も輝いています。憲法改悪を絶対に許すことはできません。

自由法曹団は、憲法の改悪、自衛隊の海外派兵、教育基本法改悪、小選挙区制・比例定数削減、労働法制改悪などに反対する国民的な運動において、憲法を活かす立場から理論武装する面で貴重な貢献を果たしてこられました。

革新懇運動は、国民本位の経済、憲法の擁護、非核・非同盟・中立の日本など「三つ共同目標」で共同を広げ、「国民が主人公」の政治をめざしています。東京革新懇・代表世話人である藤本齊支部長はじめ自由法曹団の皆様には、各地域革新懇で重要な役割を担っていただいております。今日、原発ゼロやTPP参加反対などでの「一点共闘」が広がっており、これを跳躍台に、国政転換に向けた統一戦線運動を前進させる必要があります。引き続きのご協力をお願いし、お祝いと連帯のご挨拶とします。

## 東京は「安心」「安全」か？～東京を「災害に強い都市」にするために

代々木総合法律事務所 横山 聡

6月24日（日）朝9時30分から、革新都政をつくる会主催の「防災ウォッチバスツアー」に参加しました。3・11を踏まえて東京は防災にどこまで対応しているのか、2名の子どもの親としては、心配にならざるを得ません。昨年9月の防災対応指針では、物資の配備や「帰宅困難者」についての手当てをしていますが、地震・津波について本当に対応できているか疑問です。震度7の地震への対応は今年指針が出されることになっています。しかし、我々が石原都知事は、オリンピック招致に際し、セキュリティの項で日本の耐震技術の先進性と基準の厳しさ、津波被害は地形上東京湾内では起こりにくい、防潮堤、水門など遠隔操作システムで管理される大規模な対策を講じている、と述べて、地震・津波の被害は「低い」としています。

我々は、競技の行われる湾岸の埋め立て地区では液状化現象が生じ、トイレが傾いたり、沿道の車止めが沈降していることを知っています。東日本大震災以降余震が続いており、免震構造のビルの免震機能が被害を受けているという話も聞きます。本当に東京は「安全・安心」な街なの

か。この点を明らかにしたいと思い、このツアーに参加しました。



最初に東京駅丸の内北口に集合し、連鎖型の再開発の状況を見ました。もとは地上約30メートル（100尺）の高さまでしか建物が建てられなかったところ、建築基準法の制限が大幅緩和されて高層建築が立てられるようになり、乱立状態になりました。この形での再開発は、地権者が利益を得るためには余剰空間を作って不動産として譲渡可能にしなければならぬため、建物が高層化し、ゼネコンが喜ぶ高層化が進むことになり、建て替えれば建て替えるほど高層化してゆくことになります。しかし、ついには限界点を超えて入居者がなくなり、地権者が損失を受けてスラム化してゆく危険性があります。また、高層建築が林立する汐留地区では、同じく再開発が進んでいますが、全く都市計画などの視点を持たずに野放しに再開発を進めたがために海風を妨げてヒートアイランド現象を生じさせていました。



続いて、月島の「木密改善事業」を見学しました。古くからの木造建物が密集しており、路地の幅も1メートル半程度の狭さで、火事や病人が出たら大変になりそうな状態でした。ここでは、改築や再築を可能にするために、建築基準法42条2項道路の規制を街で力を合わせて同法43条3項道路の適用を受ける形でクリアしていました。確かに、道路に接してない建物が多い中での改修・改築などには工夫が必要です。各家屋の耐火・耐震化を進めることで、街

の造り自体を防災の面から基本的に改善してゆく試みでした。

それから、晴海にある防潮扉（陸閘）を見学しました。これは高潮になった場合には閉鎖されるはずのものだったのですが、3.11の時に閉鎖されなかったという、いわくつきのものです。この緑色の扉（陸閘）が、下のレールに沿って移動して向い側のコンクリートの扉にガシャンと結合することになっているのが、下の所でチェーンが巻かれており、人が来なかったら使い物にならないと



いうことです。しかも、海面からは5メートルの高さになるそうですが、地面からは2メートル程度の高さしかない。「高潮」は防げて「高波」は防げない。これで大丈夫か？本当に津波は来ないのか？？？

次に晴海の国際埠頭に行き、展望台から廻りを見渡しました。高層ビルが壁になっている様を見学し、左の写真のように豊洲市場予定地にたくさんのテントが設置され、中で土壌の改良作業をやっているとのこと

など、色々と参考になりました。ゆりかもめでは「市場前駅」がすでにつくられており、既成事実化を進めようとしている東京都の姑息なやり方に腹が立ちます。

しかし、右の写真のように、高層ビルが壁になって林立している所では、海風がさえぎられるために、熱が陸上にこもることになり、ヒートアイランド現象が生じます。風がビル壁に当たると、垂直に上昇して高空に上がり、遠方で降下し、降下した先でゲリラ豪雨を起こしたりするとのことでした。



それから、臨海副都心のお台場海浜公園に行きました。海から人工的につくられた砂場が広がっていますが、これが毎年 1 億円を支払って砂を補給しているとのこと。 「都民の憩いの場」というと聞こえは良いですが、都民の税金を毎年 1 億円もそんなことに使っているのはいかななものでしょうか？それに、この場所は津波が来た時には全く遮る設備がなく、街まで津波が押し寄せて、建物を直撃することになります。そちらに対する対策は立てられていないようです。お金の使い方がおかしくないでしょうか。

続いては、お台場にある東京臨海広域防災公園の防災体験学習施設「そなエリア東京」で、防災体験をしてまいりました。ニンテンドーのDSを渡されて、その画面に出た指示とクイズに従って、震災後 72 時間（国や自治体の支援体制が整うまでの時間）を如何にして生き延びるか、ということを経験しつつ考える、というものです。クイズの最後に点数が出ます。ちなみに私は 90 点で、生き残る確率は高いそうです。ホントかね？時間のある方、防災について少し考えてみようという方は、一度どうぞ。ゆりかもめの有明駅からすぐで、入場無料です。



それから昼食を取った後、東京都横網町公園に行きました。ここは、元陸軍被服廠跡で、移転に際して公園造成を進めていた時に関東大震災にあり、多数の避難者が集まったところでしたが、その際に運び込まれた家財道具に飛び火して、折からの風速 17 メートルの強風により瞬く間に燃え広がり、多数の死傷者が出たところで、この死者を祭る慰霊堂があり、復興記念館も建てられました。後に東京大空襲の一般戦災者の零も祭られ、

その資料も保存されています。火災旋風といわれ、残された記録から、風速 80 メートルの風が周囲の炎のために巻き起こったといわれています。人が吹き上げられ舞い上がるほどの強風だったようです。ますます「木密家屋の整備」が問題となります。資料館は、展示内容は悪くないのですが、見てくれが貧相で、いかにも「こんなものには金かけないぞ」といわんばかりでした。

震災と戦災を原因を考えずに被害の面から並列に展示しているのはいかななものかと思います

が、被害が甚大になることを理解するには一度訪れてみてはいかがでしょうか。両国駅が最寄りです。

それから、京島の木密地域（京島3丁目地区）に行きました。ここでは、早稲田大学都市・地域研究所の岡田昭人さんから説明をいただきました。戦災に遭わなかったために古い家屋・街並みが残っています。つまり路地が狭く、緊急車両が入りにくく、特に火災が起きた時に被害が拡大しやすいということです。右写真にあるように、人が2名並んで歩いたらもう一杯というような路地が網の目のようになっている地区です。



久しぶりに三軒長屋を見てしまいました。こんな建物がまだ東京にあるなんて。しかもこの区からは、かの「スカイツリー」が大変よく見えるのに。まあ、東京というところも広い所だなあと、改めて感じます。しかし、スカイツリーって、みterると金属製の耳かきみたいで…。

閑話休題。この地区では、古い建物を撤去して道路を拡張して災害に強い地域に改善しようとしています。地域住民が移転や相続のために売却する時に

買い取って、8メートル幅にループ状に道路を拡張し整備してゆくというものです。土地建物を売却した人々には、コミュニティハウスという、公設の賃貸住宅を提供しています。公募などを行って一般の居住者募集を行わない点で（公営住宅法22条）、「公営住宅法の適用を受けない公営住宅」だそうです。原則として、この手の土地建物の収容を可能にすることが目的なので、退去する方々が居住する施設として建設されています（空いている時には一般の居住者を入れることもあるそうですが）。結構買い取りの要望があり、居住者もかなり退去者で占められているということでした。長期的計画として考えられており、住人との対話・協議を尊重して進められているのは素晴らしいのですが、問題は極めて時間がかかっていることで、計画から20年立っていますが、まだ完成していません。住民のみならず担当者が高齢化して、計画の担当者の承継が必要になっているとのことでした。



また、街の中には雨水の貯水施設もあり、防災のために細かい配慮が行われています。行事なども災害時の炊き出しの目安にもなることが意識されています。「この程度の量なら何人分の食事になる」という目処も持てるというあたりで、常日頃からの防災意識というソフトの面も重視さ

れるべきということも認識を新たにしました。



最後は、白髭東防災拠点団地の見学に行きました。ここは、美濃部都政時代に「江東再開発基本構想」に基づいて1972年計画着工、1983年に完成された防災団地で、避難用ゲート、防火シャッター、広場散水用放水銃などの防火対策が取られており、団地の中に防災の指令室が置かれているという、木密地域での延焼を防ぎ、住民の生命を守るための砦の役割を課されていました。

そして、隅田川が氾濫した時には、逆に堤防にもなると考えれば、大した作りだと感心する外ありません。また、団地の上には巨大な貯水槽もあり、防火のために十分配慮された作りになっていました。

一たび震災・津波などの災害が起きた時には、その被害を減殺するためにあらかじめ応急政策をとるべきことはもちろんです。しかし、本来は被害が出ないように地震対策・津波対策がどこまでとられているのかも検証する必要があります。本当の「防災」対策が東京で適切にとられているのか。安心して住み続けられる街なのか、3.11の後、真剣に問われているのではないのでしょうか。



## 事務所紹介～ 八王子合同法律事務所

### 八王子合同法律事務所 和泉 貴士

弁護士増加に伴い、過当競争の時代が訪れている。一般民事の事務所に就職した同期の弁護士の中には、手持ちの事件が少ないため、複数の法テラスの相談に通う人も少なくないと聞く。将来に不安を感じる若手もいるかもしれない。

事務所に入所して3年半になる。事務所で活動していると思うのは、私たちの事務所は地域事務所に徹することで時代の変化への対応を試みているということだ。

団総会で人権課題について議論しそれを地域に持ち帰ったとしても、弁護士だけで実現できることは少ない。地域に問題意識を共有できる民主団体が育っていなければ、真の意味で運動を展開することはできないだろう。学習会や地域の諸活動を通じて、民主団体の組織を担う人材を育成すること、その過程で弁護士も学習するとともに地域での人間関係を強化することができる。そうすれば、自然に依頼も増え、事務所の収入も安定化する。逆にいえば、地域住民を巻き込むことなく弁護士だけで盛り上がるような当事者不在の人権活動は、地域事務所の役割からみて好ましいものではない。

事務所が行っている地域の活動は多彩である。地域事務所として先輩弁護士が種を播き、こまめに水を与えて育ててきたものの大きさを感じる。例えば、私が参加している高尾山天狗裁判は学者、宗教家、地域住民など原告1000人以上を集める。横田基地の飛行差止訴訟も新たに原告団員の募集を始めた。

地域の労働運動についても、私達は、労働組合の立ち上げから関与することも少なくない。その結果、八王子労連は昨年一年間で加入した支部数が8（百数十名の組合員拡大）となり、東京でも有数の地域労連となった。公務の非正規労働者の事件では、都労委勝利後、政治家、労働組合、弁護士が一体となって戦果の拡大に努め、過半数を超える市議による団交応諾の申し入れを行い、また、組合員も当初の6倍の人数となった。タクシー労働者の事件では、地元の公民館での旗開きに招待され、青年委員長の中学生の妹の作った

クリームシチューをつまみに、発泡酒で慎ましく乾杯したこともあった。

新たな課題に取り組み、新たな依頼者層を獲得する努力も行っている。そごう八王子店撤退問題では、名店会長は「77歳で生まれて初めて大衆運動というものを知りました。」と述べた。演劇やメディアなどあらゆる手段を用いて世論に訴えた。過労死問題や自殺対策についても、家族の会やNPO、地域自治体に根を張りながら活動を行っている。

年末に新人が加入し、弁護士14名事務局9名の体制となる。これからも地域に種を播き、水をやる努力を最重視しつつ、地道に活動を続けていきたい。

## 新人紹介

### 三多摩法律事務所 小口 明菜

みなさま、はじめまして。今年1月に三多摩法律事務所に入所しました、小口明菜と申します。

私が弁護士を志すことを決めたのは高校2年生、大学に進学するにあたって志望学部をどこにするか考えたときでした。漠然と社会的弱者の人権を擁護する活動に取り組みたいという思いを持つ中で、特に弁護士という職業を選んだのは、弁護士になれば直接目の前で困っている人の役に立つこともできるし、また発言力をもって社会に問題提起し、その体制を変えることもできると考えたからです。

このように大きなことを考えて中央大学法学部に進学しましたが、恥ずかしながら、大学時代は勉強の記憶がほとんどありません。もっぱら「学生傳屋（がくせいくるまや）」という人力車サークルで、人力車を曳く日々を送っていました。サークル活動の具体的内容は、毎週末、東京近郊の公園や遊園地、商店街のお祭りなど、毎回違う場所に「神出鬼没」と称して予告なしで現れ、その場にたまたま遊びに来ていた人たちに無料で人力車に乗ってもらうというものです。また夏には、2週間以上かけて全国を回りながら合宿をし、その土地その土地で人力車を曳いていました。大学1年生でサークルに入り3年生で引退するまで、北は北海道から南は九州まで、日本全国ほとんど全ての地方に行きました。陸前の松島、丹後の天橋立、安芸の宮

島といった日本三景の全てで人力車を曳き、お客さんを乗せたというのは、私のひそかな自慢です。

大学時代の空白期間の影響もあって司法試験合格まではやや時間がかかってしまいました。弁護士登録後は、事務所で労働事件等に取り組むほか、団の先輩方が中心となって結成された「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団、第二次新横田基地公害訴訟弁護団に加入しています。

前者の生業弁護団では、個別受任事件に取り組む一方で、先日は、国と東電の法的責任を追究する集団訴訟準備のため、沖縄に避難している方々のところへ行って説明会を行って来ました。3. 11の震災のあった年に弁護士登録をした者として、原発事故の問題に関わらない訳にはいかないと感じています。被害者の声を直接聞く度に、困難なたたかいになろうとも必ず国と東電の責任を認めさせなければならないと思いを新たにします。原発問題は多くの国民が自分のこととして関心を持っているところでもありますので、国や東電の責任追究についても広く訴えかけ、反原発の動きと併せて大きな運動にしていきたいと思います。

第二次新横田基地公害訴訟弁護団でも、現在訴訟提起の準備をしています。私は、沖縄県に次いで米軍基地の多い神奈川県に生まれ育ちました。幼い頃に祖母の家で鳴り響いていた米軍戦闘機の轟音は、今でもありありと思い出すことができます。基地の問題、そして平和に関する問題には今後も積極的に関わっていきたいと考えています。

去る6月20日には、東京支部三多摩6月幹事会に参加してきました。情勢についての討論、比例定数削減問題や自衛隊レンジャー訓練問題への取り組みの紹介、そして多摩地域の事件や活動についての報告と、密度の濃い会議でした。国会情勢や政治課題について掘り下げた議論をしている先輩方の姿は、一般にイメージされている弁護士像とは違っているかもしれません。しかし、先輩方のこのような姿を見て改めて感じたのは、悪政や悪法とたたかい、また権利擁護のためにたたかうことが、やはり在野の法曹である弁護士の果たすべき役割であり、それを実践しているのが自由法曹団であるということです。

私はまだ、人権擁護や社会正義の実現に取り組むためのスタートラインにようやく立ったばかりです。初心を忘れずに、息の長い活動をしていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。



# 日本で推定 14 番目女弁護士の鼻息

新宿西口法律事務所 相磯 まつ江

- 1 自由法曹団の皆様、お久振りです。日本で14番目（推定）の女性弁護士となった私は、89歳と8カ月に到達した今も弁護士を名乗って、青梅街道を闊歩して新宿駅の西口に構える法律事務所に毎日通い、ペンを握り、書類に目を通して、元気に朗らかに生きています。弁護士に定年がないということは全くステキなことでした。そして、我が愛する自由法曹団も負けず劣らず、若々しく、正義感に溢れて、然も図太く、エネルギーがすばらしいと仰ぎ見る次第です。

この団体は衰えをしらない。やっぱり一番頼りがいのある弁護士の団体の雄。ぜひこれから未永く栄えて行って欲しいと心から願っています。

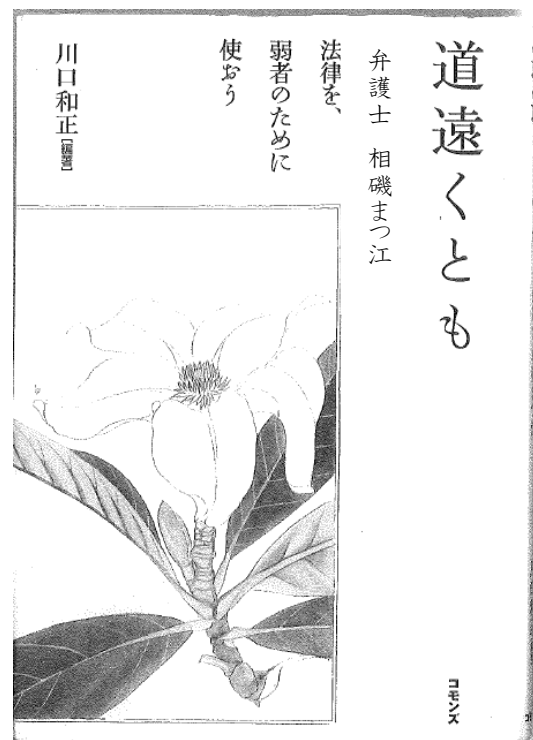
- 2 私は女に生まれたがために、家族制度の荒縄にしばり上げられ、「嫁」という恐ろしい立場に耐え切れず、婚家から逃げだしました。私が女でも一人前の人間として扱われる世の中をめざして、再出発できたのは、皮肉にも日本が戦争に負けたからでした。敗戦の日はまさに女の復権の日でした。それから、私は三島市で小学校の先生をしながら、大学の夜間部で2年学び、それ以上に進みたくて、7年も続けた小学校の先生の職をポイと投げ捨て、上京しました。ふところには、辛苦してためた20万円をしっかりと握り、「そのお金のあるうちに司法試験に必ず合格しなければならない。」と固く決心していました。

そして幸運にも1回の受験で司法試験に合格したのでした。弁護士相磯まつ江の誕生は昭和31年4月のことでした。

- 3 このような経歴の私を雇ってくれる法律事務所はなかなか見つからず、私は労働事件専門の旬報法律事務所の東城守一先生を訪ねました。雇用方を懇請したところ、「事件がきたらやってみろ。それまでは机だけは貸してやる。」と言われました。

その後、私は無我夢中で事件に取り組みました。

私はいくつかの判例を同僚とともに切り拓きました。一つは朝日訴訟です。訴状は私が書き上げましたが、妊娠、出産で脱落し、あとは、渡辺良夫、新井章弁護士に引き継いでもらいました。あの訴訟が、後日福祉のバイブルといわれる判例に結実したことは浅沼裁判官の名とともに忘れえぬことです。砂川訴訟も懸命に斗いました。裸足で雨の中、基地を歩いたこともありました。伊達裁判官の違憲判決言渡しの法廷に、私は他の大勢の



弁護士に交じって出廷していました。私自身、判決に驚愕してぶるぶる震えがとまりませんでした。

#### 4 若い弁護士へのメッセージ

「少年よ、大志を抱け」が私の幼いころからの目標でした。「世界に雄飛し、世界を手玉にとりたい」が私の尽きぬ希望でした。女だてらにと言われようと、私の野望は限りなく大きかったのです。今、90歳に近づいてむなしく潰えましたが、野望は死して空を翔ると信じています。(1)世界平和の実現、(2)男女の完全平等の徹底、(3)飢えからの完全解放、これが三大目標です。

若い弁護士のみなさんには、大志を抱いて、希望をもって、このやり甲斐のある、弁護士という仕事に向かっていてもらいたいと思っています。

## 「異色の」(?)ラジカルな活動をされている

### 東京支部のニュース

東京大学 名誉教授 醍醐 聰

お送りいただいた、支部ニュース No. 463, 2012 年 6 月号を拝見しました。

私が知る日本の弁護士界では「異色の」(?)ラジカルな活動をされている東京支部のニュースをいつも興味深く、読ませていただいています。

今月号では、「捨てられるのはあなたの声」(畑田真希子さん稿)を特に興味深く読みました。

議員定数削減問題については、以前、横山さん(鶴見弁護士にならって、「さん」と呼ばせていただきます)から伺っていましたが、JAL 整理解雇撤回裁判でお付き合いをした芝田佳宣弁護士が講師をされたと知り、また、南部法律事務所の皆さんが、地域でこれほど熱心に活動をされていると知り、かつ、25 団体、57 名の参加者があったと知り、敬服しました。

議員定数の削減や国家公務員の人員削減が「身を切る努力」というフレーズの下に問題の核心をそらすカードとして使われていることを説得的に明かしていくことが急務と思います。

それにしても、こういう「身を切る努力」というレトリックが大手マスコミの手で拡散されていることに十分な注意が必要と思います。

昨日、お知らせしましたNHKの「日曜討論」を見ましたが、財政難の打開ということから、いきなり消費増税の話になり、終わりごろになって、少しだけ、所得税の課税強化の議論に時間を割くという進行は、目立たないようで、巧みな論点誘導と思えました。クリップに出た資料も増税やむなしを印象づけるものばかりでした。

今後とも、NHKなどメディアのことで情報をお送りするかと思います、よろしく願いいたします。

## 2012サマーセミナーのお誘い

毎年恒例夏の学習企画「サマーセミナー」のご案内です。今年も、下記の要領で日常業務を離れて事象の本質に迫る気迫で勉強しましょう。「知は力なり」と申します。

今年の企画は、一つは「東京の防災を考える～安全・安心な街づくり」と題して、NPO法人くらしの安全安心サポーター理事長の中村八郎先生をお迎えして、3.11を踏まえた東京の防災の現状と災害に強い街づくりについて考えたいと思います。中村先生は、以下の経歴にもありますとおり、国分寺市の防災まちづくり係長、都市計画課長補佐も経験されており、理論のみならず実践の中からの防災についてもお話しいただけるとと思います。

もうひとつの企画は、現在強力に推し進められている「地方主権改革」について、その本質や危険さ、対抗するための取り組みについて、八王子合同法律事務所の尾林芳匡団員にお話しいただきたいと思います。尾林団員は、本部でも「構造改革PT」でご活躍されており、この問題についての第一人者です。先日埼玉でも団として講演会を開催し、5月集会でも本問題についての分科会を主催されています。大震災の被害拡大にも地域主権改革の影響があった後考えられ、上記の「防災」が地域に丸投げにされようとしている点にも関係して、重要な憲法問題であると考えます。

いずれも一見弁護士の仕事とは直結しないように思われますが、実際は様々な面での関連があると思います。「この国の有様と進み方」を縦横に議論したいと思います。多数の団員のご参加をお待ちしています。詳細な日程は、次号に掲載しますので宜しくご参加のほどお願いします。

日時 2011年8月24日(金)午後1時30分

～25日(土)午前12時

場所 熱海リゾートピア(右地図参照)

予算 17,000円程度を予定



## 支部創立40周年企画について

事務局長 横山聡

遅くなりましたが、40周年企画としてのレセプションを以下の要領で実施することに決定しましたので、是非ご参加ください。

以前ご連絡しましたが、7月22日に先輩団員と若手団員の座談会を行い、その取りまとめ、これまでの支部ニュースに掲載した「諸先輩からの手紙」文を抱き合わせて刊行することとし、40周年レセプションにおいて刊行報告を兼ねることとしました。諸事情を考えまして、レセプションは会費制としたいと思います。ご参加いただける皆様は、同封いたしました参加申込書に記入の上ご返送ください。多数のご参加をお待ちしております。

日 時：2012年9月14日午後5時から午後7時

場 所：プラザエフ レストランF（同会館2階）

会 費：10,000 円

どぞ、よろしく。

## 三多摩幹事会議事録

出席者 28名

場所：八王子生涯学習センター

### 1 情勢

選挙について・消費税について

### 2 比例定数削減問題について

比例定数 40 削減の可能性。小選挙区 0 増 5 減のみで落ち着く可能性もある。両方合わせると 180 議席→140 議席になる。連用制採用か。

9 条の会東京連絡会・大交流会 7 月 1 日午前 10 時～ 正則高等学校

分散会 午後 1 時～4 時 ←参加できる人は参加を。0 増 5 減のみでおちついたときも、運動を継続する。

比例定数が大きく削減されそうなときには、大きな運動を展開したい。

坂本修弁のブックレット「比例定数削減か民意の反映か一明日のための今日の選択一」がおすすすめ。事務所でまとめ買いをして、交流ある団体に無料で配布してはどうか。350 円。

### 3 自衛隊レンジャー訓練

レンジャーとは、自衛隊の資格の 1 つ。精鋭部隊。戦地の後ろで戦う。

模範兵として、各部隊に配置される。

なぜ、東京で訓練したか。本来は救援部隊ではなく戦闘部隊であることを周知するため。

市街地行進訓練禁止仮処分命令申立（6 月 4 日付け）→一部で進路を任意変更させるなどの成果があった。

### 4 原発再稼働問題

原発ゼロをめざす交流集会 7 月 2 日（月）午後 6 時 30 分～東京総合美容専門学校

さよなら原発 10 万人集会 7 月 16 日（月）海の日 午後 12 時 30 分～代々木公園

### 5 レセプション、サマーセミナー

サマーセミナー 8 月 24 日 講師 中村八郎先生 東京都の防災対策について

8 月 25 日 講師 尾林団員：地域主権改革に立ち向かう

## 6 多摩支部の報告

### (1) 上原市長景観求償裁判報告

もと市長が、当時の国立市長として、国立市の大学通りの景観を守るために、明和地所によるマンション建築問題に対処した行為について、国立市から損害賠償請求されている。もと市長は、景観をまもるために、高さ20メートルの建築制限を条例化し、平成12年2月1日公布されている。

### (2) 横田基地撤去運動

座り込み行動 毎月第3日曜日 福生市フレンドシップパーク  
第2次新横田基地公害訴訟

### (3) 貧困問題

街頭相談、無料電話相談、弁護士会多摩支部貧困問題対策PTの設置、  
国保なんでも110番（団支部として）：研修8月4日（土）午後1時30分～東京労働会館5階東京地評会議室

### (4) そごう八王子店撤退問題

そごう閉店後もそごうビルの中で8商店が営業存続できるよう求める仮処分申し立て→審尋で和解解決。8万人署名、シンポジウム、報道などの活動が功を奏したものの。

### (5) 武蔵村山市における育鵬社教科書採択問題

## 7 弁護士会の多摩支部の会員資格を多摩地区の弁護士に制限する案について

## 支部メーリングリストに是非登録ください

東京支部では、支部団員の交流や情報を共有するために、支部メーリングをつくっております。支部団員の方であれば、だれでも登録できます。

登録を希望する方はメールにお名前と共に「支部メーリングリスト参加希望」と書き、**dantokyoo@dream.com**のアドレスに送ってください。

**日誌**

**6月8日～7月4日**

6月8日 憲法改悪反対東京共同センター9の日街宣

11日 団治安警察委員会／団教育問題委員会／団改憲阻止対策本部

12日 陸自レンジャー訓練監視行動／団国際問題委員会

- 13日 団構造改革PT／衆院比例定数削減阻止対策本部  
 15日 団市民問題委員会  
 16日 団貧困問題委員会／団常任幹事会  
 18日 団給費生問題委員会  
 20日 支部幹事会（三多摩）  
 21日 オリンピック意見交換会オルグ  
 22日 オリンピック意見交換会オルグ／団労働問題委員会  
 24日 革新都政をつくる会主催防災バスツアー  
 25日 都民連総会  
 26日 団構造改革PT／団事務局会議／団将来問題委員会  
 27日 共同センター幹事会  
 29日 反原発行動警備
- 7月 1日 東京の九条の会・大交流会  
 4日 支部事務局会議

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ

NEW

## 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

★多くの先生からのご要望を受け、今年度から制度ラインナップに追加！

### 主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**  
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

NEW

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。  
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <月払保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、・職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

|         | 1年    | 2年    |
|---------|-------|-------|
| 25歳～29歳 | 820   | 990   |
| 30歳～34歳 | 1,000 | 1,250 |
| 35歳～39歳 | 1,260 | 1,640 |
| 40歳～44歳 | 1,570 | 2,100 |
| 45歳～49歳 | 1,870 | 2,540 |
| 50歳～54歳 | 2,170 | 3,000 |
| 55歳～59歳 | 2,300 | 3,230 |
| 60歳～63歳 | 2,410 | 3,420 |

+

### 【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <月払保険料表>

団体割引25%、業種級別1級、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

|         | 対象期間：70歳まで |       |       |       |
|---------|------------|-------|-------|-------|
|         | 372日       |       | 737日  |       |
|         | 男性         | 女性    | 男性    | 女性    |
| 25歳～29歳 | 993        | 875   | 949   | 843   |
| 30歳～34歳 | 1,083      | 1,163 | 1,018 | 1,109 |
| 35歳～39歳 | 1,340      | 1,712 | 1,252 | 1,635 |
| 40歳～44歳 | 2,026      | 2,785 | 1,885 | 2,645 |
| 45歳～49歳 | 3,048      | 4,131 | 2,843 | 3,886 |
| 50歳～54歳 | 4,667      | 5,865 | 4,293 | 5,441 |
| 55歳～59歳 | 6,368      | 7,010 | 5,701 | 6,303 |
| 60歳～63歳 | 6,954      | 6,591 | 5,730 | 5,453 |

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL: 03 (3349) 3240

(SJ11-07214、平成23年10月27日)